

り、兄弟是を事共せず、傳八郎の雙方より薙刀と刀にて打かゝる、傳八郎雙方に受ながら、まつしぐらに戦ひけるが、木蔭よりは眼つぶし或は瓦石礫を投出し、誰か一人顔は出さねど投かけ射かけする程に、兄弟の眼へ砂や入けん、互に喜八兄者人と聲をかけながら、傳八郎に討てかゝりしが、傳八郎にも疵やあうたりけん、三人共に掛聲もかすかに成り、ひつそと成て静まりける、夜も明きたらば道通りの者の目にやつかんと門弟共そこ爰より馳集り、三人の傍へ立より見し所、三人共朱に染み、傳八郎傍に分れ、兄弟は體をにじらせ、負重なつてぞ息絶たり、門弟あはて傳八郎には印籠の氣付をのませなどして介抱し、兄弟の骸には總々よつてとゞめをさし、身に立し矢を拔とりし折、遠藤兄弟よりは傳八郎の身に立し矢數多かりしとなり、さも有べし、鼎の足の如く三人の向ふ所へ、的も定めず、遠矢を射しゆるゑ、生田の身に立し箭の多きは、是實說正銘也と思はる、○下略

〔一話一言二十九〕天明三卯年江戸牛込行元寺敵討

下總國相馬郡早尾村百姓富吉敵討之節、懷中書付三通寫、天明三年癸卯十月、江戸牛込行元寺中にて敵討留申候、

乍恐以書付申上候口上之覺

下、松平一學知行所下總國相馬郡早尾村百姓富吉心願之意趣、左に申上候、名主八右衛門組

一私村方氏神文間大明神祭禮として、毎年九月十五日神事御座候、○中略父儀深手負申候、右ニ付村役人中へ立會之上、私母親類共一同、御公邊へ御願可申上奉、存候所、同村寺院布川村寺院方爲取扱被相掛候、○中略甚内に出家爲致、永く庄藏菩提爲相弔可申候旨、夫にて思ひ明らめ、内濟仕候様に達て取扱被申候得共、存命之程も不相知手疵故、是非御願申上度奉、存候得共、女之儀ゆへ恐入、母親類共一同無據取扱之衆へ挨拶仕候處、無間も父儀相果候に付、甚内儀、布川村來見寺爲致